

令和8年度 第2回 長浜市 部活動の地域展開推進協議会

☐ 日 時：令和8年8月28日(金)13:30～15:28

☐ 出席委員：13名

中川 順博（長浜市スポーツ協会代表）
川村 宜純（長浜市スポーツ推進委員会代表）
八田 忠士（長浜市スポーツ少年団代表）
橋本 孝子（長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会代表）
清水 峯生（長浜市文化芸術協会代表）
北村 常男（長浜音楽協会代表）
磯崎 真一（長浜市民芸術文化創造協議会代表）
高田 清雄（長浜文化スポーツ振興事業団代表）
服部 雅史（長浜文化スポーツ振興事業団代表）
寺橋 豊広（長浜市校長会長）
吉田 誠（長浜市PTA連絡協議会代表）
元村 徹（長浜市市民協働部長）
宮川 芳一（長浜市教育委員会事務局教育部長）

【事務局】

北村 充生（長浜市教育委員会事務局次長）
細江 秀樹（長浜市教育委員会事務局教育指導課長）
尾崎 栄治（長浜市教育委員会事務局教育指導課担当課長）
加藤 大幸（長浜市教育委員会事務局教育指導課健康教育係長）
小野 祐二（長浜市教育委員会事務局教育指導課部活動改革推進室長）
前田 光治（長浜市教育委員会事務局教育指導課部活動改革推進員）
荒木 哲也（長浜市教育委員会事務局教育指導課部活動改革推進員）
中原 善幸（長浜市市民協働部文化スポーツ課副参事）
水上のぞみ（長浜市市民協働部文化スポーツ課係長）

☐ 欠席委員：1名

13/14名出席・推進協議会設置要綱第6条第2項により会議成立

☐ 傍聴者：1名

議 事 録

1 開 会（尾崎担当課長）

2 あいさつ（中川会長）

本日の議題は推進計画素案について、それぞれ委員の立場から、計画に対するご意見をいただき、長浜市の計画をつくりあげていきたい。

3 議 事（中川会長 進行）

議事に入る前に、部活動、地域クラブの法的位置づけについて中川会長から説明

- ・部活動は教育基本法に基づく「人格の完成」を目指す学校教育の一環である一方、地域クラブは、スポーツ基本法、文化芸術基本法等に基づき「自主的・自立的」に取り組むもの
- ・社会教育法に基づく活動は、学校教育を除き、家庭や地域で青少年および成人に対する組織的な教育活動。スポーツ少年団を例に出すと、勝ち負けにこだわるのではなく、社会教育の理念に基づいて子どもたちがスポーツに親しみ、健全育成を目指している。
- ・2030年度に学習指導要領改訂になるが、その中でも部活動と学校と切り離すわけではないことが見込まれている。

資料1 長浜市部活動の地域展開推進計画素案に基づき、事務局より説明計画全編通すと説明が長くなるため、大項目Ⅰ～Ⅳごとに説明させていただく旨、事務局から提案。会長、委員了承
(事務局)

部活動の地域展開推進計画については、これまで本協議会でご協議いただいた部活動の地域展開に関する、方針や取り組み、長浜市の目指す姿についてまとめ、市民の方々にお示しするものです。本協議会での協議を皮切りに、今後、市役所庁内に内容照会をかけ、教育委員会、長浜市幹部会議、議会の審議を経て、市民の方へのパブリックコメントを行い、計画の策定を進める。各項目の要点をピックアップして、説明します。

○計画趣旨および大項目Ⅰ「策定の背景（部活動に関する現状と課題）」 (事務局)

趣旨、大項目Ⅰについて説明します。1 ページ目は本計画の趣旨について、趣旨の前段では、学校部活動が学習指導要領に基づく教育活動の一環として中学生の成長や生きる力の育成に果たしてきた役割、中段では、学校部活動を取り巻く本市の現状を少子化の進行、指導体制の観点でお示しし、後段では、中学生のスポーツ文化芸術活動を地域で支えていく「部活動の地域展開」により、中学生の放課後や休日の活動のあり方を見直し、新たな仕組みとして再設計していくことを示しました。

2 ページからは大項目Ⅰ計画策定の背景となる、長浜市の部活動を取り巻く現状と課題についてです。

大項目Ⅰ-1 では中学校生徒数の推移について示しました。

本年度を基準に、過去10年で500人減となっている生徒数が、今後10年では更に1,000人減となることも見込まれることから、部活動の存続に更に大きな影響を与えることが危惧されることを示しています。

2 は部活動の現状と課題です。

現在、市内12校全ての中学校に部活動が設置されているものの、小規模校を中心に部員数が減少し、単独校でのチーム編成や存続が困難になる学校や廃

部する部活も年々増えており、学校規模により中学生の選択肢の格差が生まれていることが現状の部活動の課題であることを示しました。

部活動の現状については、３ページで各学校の部活動の設置状況の一覧を示し、学校により中学生の選択肢の格差がある現状を一覧で確認いただけるよう示しました。青色がスポーツ系の部活、緑色が文化系の部活となっています。

４ページでは、部活動の現状に関する参考データとして、本年６月に実施した中学生アンケートから、部活動に対する意識についてアンケート結果を掲載しました。

４ページ中段は、部活動指導に関する現状と課題について、部活動の指導における常態化する長時間勤務や経験のない専門外の種目の割り当てが教員の過大な負担になっている現状と、教員の負担減のため、地域指導者と連携して部活動を行う「地域連携」の取組について、生徒数の規模があり部活動自体が成り立っている中学校においては、一定効果的な取り組みで本市でも取り入れています。部活動の存続自体が厳しい本市においては、今後減少が見込まれ、取り組みとしては厳しくなることを示しました。

４ページ下段からは、市内の地域クラブの現状と課題について、昨年末に実施した、中学生の受け入れ可否の調査について地域クラブに回答いただいた調査結果と、中学生を受け入れていただいている地域クラブで活動する中学生の状況を示しました。

冒頭、中川会長からご説明のありました地域クラブの位置づけをはじめ、部活動と地域クラブにおける運営や参加対象等に関する違いを比較表により示しました。

６から８ページについては、先月の推進協議会でも報告させていただきました、今後の地域クラブに求めることについて、中学生、その保護者、来年度中学生になる小学６年生を対象に実施したアンケート結果とその分析について示させていただきました。

市内の中学生、小学６年生がやってみたい活動については、現市内部活動にない活動も求める声が多いことをわかりやすく示すために、現学校部活動にある種目とない種目を分ける形で示させていただきました。

【趣旨・大項目Ⅰに関するご意見・質疑応答】

（委員）

部活動の現状についての説明があったが、部活動の地域展開に本格的に取り組む、部活動の時間短縮や一部地域クラブでの活動も始まっている。夏季大会も終了し３年生も引退したところであるが、部活動の地域展開について現場ではどのような様子か。

（委員）

学校現場からすれば、教員の負担が軽減し、地域展開はありがたいと感じている。生徒数の多い中学校は単独で部活動を継続できており、生徒数の少ない他の校長に聞いても特に問題ないと聞いている。部活動から地域クラブへの切

り替えや部活動と地域クラブの両立についても今のところスムーズにできていると感じる。地域クラブへの移動については、保護者の負担等も考えられるが、今のところ保護者も地域展開の趣旨については、概ね理解いただいていると感じる。

(委員)

計画中の趣旨については、教員や学校に関する記載が多く感じる。冒頭会長から説明のあった学校教育から、地域で子どもを育てていく社会教育活動へ移していくことが計画の本来の趣旨ではないか。

○大項目Ⅱ「推進計画の基本的な考え方について」

(事務局)

大項目Ⅱの1では推進計画の位置づけについて示しています。

昨年12月に発出された国の総合的なガイドラインをベースとし、スポーツ推進計画や文化芸術振興ビジョンといった市の関連計画と整合を図り、部活動の地域展開のための本市の実行計画として位置付けます。

2では実行期間と期間中の取組について示しています。

最初に国が示した改革実行期間とその目標について示しています。国は、まず休日の地域展開を目標に掲げ、平日の地域展開については、具体的な目標の提示をしていませんが、長浜市においては、部活動および地域クラブ活動が従来から指導方針や活動の一貫性の観点から、休日、平日の区別なく活動されている現状を踏まえ、実行期間中、平日、休日一体的に取り組む方針を示しました。

具体的には、来年度からの2年間を第1期として、「部活動の地域展開推進期」として位置付けました。まずは活動の場となる地域クラブの開拓、立ち上げ支援により確保し、休日の部活動の地域展開を重点的に進める計画です。

第2期は「部活動の地域展開定着期」として位置付け、1期における成果や課題を整理し、地域展開が定着できるよう、部活動の継続を含め子ども達の活動場所の確保に配慮しながら、平日の部活動の地域展開を重点的に進める計画としました。

北部地域を中心に、地域クラブの活動内容や設置状況によっては、部活動の継続により、子ども達の活動場所を確保しなければならない旨も示させていただいたところです。

【大項目Ⅱに関するご意見・質疑応答】

(委員)

北部地域は団体スポーツを中心に存続の危機。部活動を残し、子どもの活動の場を確保する選択肢もあると思うがどうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、北部地域においては地域クラブの確保に苦勞している。推進計画の期間中においては、地域展開の進捗状況により、部活動を残さなけれ

ば、子ども達の活動場所が確保できない場合、部活動存続も一つの選択肢として考えている。他の自治体では総合型スポーツクラブを活動の場としている事例もある、北部地域については総合型スポーツクラブによるカバーも選択肢の一つと考えている。

（委員）

総合型クラブの中には中学生部員もあり、ある中学校の部活動でも指導者を配置して活動している例もある。子どものニーズにもよるが、スポ少の活動を中学生でもそのまま継続しつつ、部活動でも活動する形もあることを他の地域でも示すのはどうか。地域や種目によって違いはあるだろうが、保護者や生徒に部活動と地域クラブとの色々な組み合わせの情報を提供することが必要ではないか。

（事務局）

生徒・保護者には多様な団体や地域クラブと部活動との組み合わせに関する情報も適宜情報提供していく。

（委員）

スポーツにおける子ども達の活動の場所といえば、スポーツ少年団が挙げられるが、スポーツ少年団自体は、中学生参加もできるため、平日は部活動、休日はスポーツ少年団という活動も可能である。

（事務局）

スポーツ少年団は、保護者や児童生徒の目線でも、指導者の顔も見え、地域に根差しているため、子どもや保護者にとって安心安全な活動場所の一つといえる。スポーツ少年団を核にした中学生の活動場所の確保は積極的に進めていきたい。

○大項目Ⅲ「長浜市の部活動の地域展開について」

（事務局）

次に大項目Ⅲについて説明します。

ページは11ページからとなります。

大項目Ⅲ-1では長浜市の目指す姿としてその基本方針を示しております。大項目Ⅰでご説明した本市の現状や、これまで推進協議会で協議いただいた内容を踏まえ、基本方針を3つにまとめました。

（1）が中学生の多様な活動機会の確保と充実について

（2）が将来に渡り持続可能で安心・安全な運営体制の構築について

（3）が地域と連携・協働した仕組みづくりについて

この基本方針をベースに具体的な市の取り組みと考え方について整理したものが11ページの下段となります。

（1）では、実施主体の確保維持について示しました。

中学生活動の場の実施主体として「地域クラブ」を位置づけ、地域クラブの立ち上げ支援、地域クラブからの相談等の支援体制を市が整備するよう示しました。

令和8年度の地域クラブへの調査時点で75の地域クラブで中学生が活動できますが、計画期間中で中学生が活動できる地域クラブを100クラブの確保することを目指します。ニーズは高いものの地域クラブ、部活動とにもない種目や、部活動にはあるものの、学校規模等の事情で活動の選択肢の少ない、北部地域を中心としたグループ種目など5年間で25のクラブを追加で確保をする計画です。

(2)は、地域クラブにおける指導人材の確保についてです。現在でも、協議会の委員様の所属されているスポーツ文化の各団体の協力をいただき指導者が確保できているところですが、今後は高校をはじめとした高等教育機関や民間企業等、官民間問わず指導者の確保を進めるものです。

また、指導者については、中学生、保護者ともに現在の部活動同等の安心安全な指導体制を求めておられることから必要な研修や前回の推進協議会でご提案いただいたJSPO公認スタートコーチ等、適正な指導に必要な資格の取得促進等により中学生を指導するために必要な指導者の適正な資質、能力を確保していくものです。

(3)は活動場所の確保についてです

基本は、現状部活動が行われていた中学校施設を活動の拠点として考えており、スマートロックや予約システム等既存のシステム活用する方向です。ただ、特に文化系の活動については、学校施設外での活動が主であることから、公共施設の利用方法や使用料についても、3年に一度の市の公共施設の一斉見直しに合わせて検討していくものです。

(4)は活動場所への移動についてです。

原則は活動場所への自主的な移動をお願いするものですが、活動場所への移動については、中学生、保護者ともに場所によっては負担が大きく、部活動の地域展開を進めるうえでも全国的な課題ともなっていることから、現在でも一部のクラブに月曜日は浅井、木曜日は高月といったように、活動場所を巡回し、できるだけ参加しやすい場所に活動場所が配置できるよう地域クラブとの調整をはかりお願いしているところですが、移動支援については、昨今の運転手不足等によりどのような方法でも相当な予算が必要となることから国・県の補助メニューを活かしながら検討することとしています。

(5)は、活動における安全、安心の確保についてです。

指導者の確保でも触れましたが、生徒、保護者、指導者が安全・安心に活動していただくために、保険の加入、不適切事案防止のために複数の指導人材の働きかけ、また万が一、パワハラ等の不適切行為が発生した時の、相談窓口を市に設置することとしています。

(6)は認定地域クラブの設置についてです。

認定地域クラブの定義は、国のガイドラインに基づいた内容、認定地域クラブの対象地域は、全国的な事例としては、一定区域を区切り設定される事例も見られますが、本市の場合、区域の限定をしてしまうと、現状の学校部活動のように活動規模が小さくなり、活動が成り立ちにくくなることが見込まれるこ

とから、区域を限定せず市内全域としています。また、長浜市の地理条件からも近隣市町から長浜市の地域クラブに参加している現状も踏まえ、市外からの参加も受け入れ可とします。対象種目についても同様です。

「認定要件」については、先月の推進協議会で協議いただいた内容を記載しております。

冒頭の中川会長のお話にもありましたが、学校部活動が学校教育の一環という位置づけであることに対し、認定地域クラブ活動は、中学生を育む社会教育活動として位置付け、冒頭の趣旨でも触れましたが、学校部活動の担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動を行う地域クラブを市が認定するものです。

認定地域クラブの計画については記載のとおりで、順次、地域クラブの活動を確認に回っておりますが、現状では30程度のクラブが認定条件を満たすものと想定しています。こちらも地域クラブの確保と同様、活動ニーズや現状配置の少ない北部地域を中心とした適正配置を踏まえてクラブの確保を進めます。

(7)は地域クラブへの支援についてです。

認定地域クラブと地域クラブと支援が共通するもの、異なるものがありますので、比較する形でお示しています。

クラブの情報発信、クラブへの情報提供、指導者育成については、共通するものですが、施設利用の中学校施設の一部優先については、現状学校部活動で使用している時間帯に限って、認定地域クラブが利用しやすくなるようにします。

運営支援については、今後予算要求する形にはなりますが、国県も部活動の地域展開の支援策として、国の改革期間中、認定地域クラブには財政的支援の措置が見込まれることから、国県の補助金を活用する中で、クラブへの運営支援を進めます。

(8)は中学生の活動ニーズの把握についてです。

部活動の地域展開については、ユーザーである生徒から適宜活動ニーズを把握する必要があります。今年度実施しましたアンケート調査や、先月に余呉小中学校で試験的に実施しましたワークショップ等により意見やニーズを把握します。

(9)は包括的環境の整備についてです。

こちらは、部活動の地域展開にあたっては、性別や障がいの有無等に関わらず、だれもが自分らしく活動できる、いわゆるインクルーシブな環境を目指すことと、経済的事情が中学生の体験格差を生まない様に支援を検討することとしています。

(10)は地域クラブへの参加促進です。

子ども達や保護者に地域クラブの参加いただくため、入学説明会等、子ども達が中学校の文化スポーツ活動について考える適当な機会を活かし、部活動の地域展開に関する啓発や体験会等により機会提供を行うこととしています。

(11) は、学校部活動について

計画期間中の学校部活動について、地域展開の進捗状況に応じて、現状の「部活動指導員」の配置支援等により、子ども達の活動機会を保証していくことと、現在、市内3つの学校で行われている、拠点校型部活動については、条件が整い次第、地域展開をはかることとしています。

(12) は、中学校体育連盟大会等への参加についてです。

国の地域展開の方針を受けて、令和5年度から、学校部活動における公式大会であるいわゆる中体連大会および吹奏楽連盟主催の大会について、地域クラブの参入が認められるようになりました。

地域展開に伴う中体連および吹奏楽連盟の大会の今後の在り方は、中学生、保護者、指導者も特に関心が高い事項ですが、先行きについては、不透明な部分が多く、今後各中央団体の意向により、運用が変更されることも見込まれるため適宜情報収集し、生徒や地域クラブに情報提供すること、また部活動と同様に予選会を経て、近畿・全国大会に出場した際は、市が支援を行うこととしています

(13) は、民間企業・事業者との連携についてです。

ハード、ソフト両面でそれぞれの企業の強みを活かし、地域クラブを支援していただける仕組み、地域クラブの困りごとと企業支援をマッチングできる仕組み、地域クラブを支援する企業を表彰する制度をそれぞれつくっていける様検討していきます。

最後に(14) 広域連携についてです。

部活動の地域展開に伴う、広域連携は、先般開催された滋賀県の市長・町長合同会議の際に、本市市長が提案し、協議いただいた案件ですが、単独自治体では子ども達の多様なニーズに対し、地域クラブからの専門的、高度な質問に対する対応することに限界があるため、広域連携によりカバーできるよう検討していきます。

【大項目Ⅲに関するご意見・質疑応答】

(委員)

(2) の指導人材確保について、スポーツ少年団では、日本スポーツ協会の資格認定制度の改定により、スタートコーチ講習を受けているが、個人負担が大きいため、更新する方が減ってきており、資格保有者が減ってきているのが現状。公認スタートコーチについても市の支援が必要と感じる。地域展開を進めるうえで、指導者を確保するためにも支援をお願いしたい。

(事務局)

資格補助等の支援の中で検討します。スポーツについては、計画で告示したような資格制度があるが、文化団体については、スポーツの様な資格制度等はあるか。

(委員)

文化・舞台芸術については、計画に示されたスポーツ指導者の資格制度のよ

うなものは聞いたことがない。パワハラやセクハラといった不適切案件の防止研修や、舞台に関する技術講習等はあるが、指導者資格取得講習は思い当たらない。

（委員）

華道や茶道はそれぞれの流派によって指導者がおり、公認や認定されているものではない。舞踊等についても同様。体験的に指導している方が多いと感じるが、指導者講習等を受けて実施しているものではない。

（委員）

個人的にはスポーツで文化でも地域に根付いた方法で指導者が指導するという意味では、指導者としての資格に違いはないと考えている。茶道の千家・裏千家、スポーツといえば柔道協会といったように、スポーツ少年団も目的や手法を一つにする派と捉えている。

（委員）

どの指導者も子どもたちのニーズに合わせて指導している。

（委員）

吹奏楽では中学校では音楽科教員が指導者の中心だが、教員の中にも音楽専攻であってもピアノや声楽等様々で、吹奏楽に携わったことがない先生もいる。それでも部活動では技術指導もされている。資格保有していなければ指導できないというものでもない。

（委員）

現在部活動に携わる外部指導者は教育委員会を通してしているのか。

（事務局）

学校部活動に配置している外部指導者は、教育委員会を通しており、謝礼についても国県の補助を活用して一定市から支出している。

（委員）

今後について、そうした指導者補助はあるのか。補助が無ければ継続した指導ができないのではないかと。また、本計画は文章がメインで市民の方には少し難しい。表やフロー図があると取り組みに欠けている部分や支援を要する部分が可視化されるのではないかと。

（事務局）

学校部活動の外部指導員については、国県の補助対象である内は指導者補助を行う。一方地域クラブは運営補助を検討しているが、原則は受益者負担。計画を一般の方が見た時に、概要等がビジュアル的にわかりやすくできるよう工夫する。

（委員）

計画について内容を確認して、協議会で出た課題や取組があるものの、13ページ（4）活動場所への移動については大きな課題であると感じており、これまでも協議してきた。6ページ保護者アンケートの地域クラブへ求めるのは「活動場所が近い」「送迎負担の軽減」への意見が多いことが分かる。これらから、「自主的な移動」としてしまうと、送迎等の関係から、活動格差が生じ

ないか。そのためもう一步踏みこんだことが記載されると、保護者にとっても安心感につながると感じる。

（事務局）

全国的にも地域クラブへの移動手段に関する、中学生、保護者への負担は共通課題である。移動支援について考える必要はあるが、移動支援の具体的かつ現実的な手段がなかなか見つからない状態。バス等の活用一つとってもコスト、運転手不足の問題、地域クラブが多数あり、活動場所や時間が異なるため、コストや参加者にニーズに見合う最適ルートの選定も困難。北部については、一つ大きな拠点を設けて、そこに集約して活動するような環境を作ることにも考えているが、どうすることが中学生、保護者にとって最適な手法か意見いただければありがたい。

（委員）

移動については、今後地域展開を進め地域クラブを確保する中で、更に課題が見えてくると思われる。引き続き検討の必要がある。

（委員）

14ページの認定要件について、適切な指導体制、適切な安全確保、リスク管理体制等については、その前にある講習会や保険の加入等を含めたうえでの「適切」という捉え方でよい。

（事務局）

その捉え方で間違いない。スポーツ・文化芸術問わず、適切な運用をいただくための研修会等を考えている。

（委員）

指導者の中にはハラスメント等について理解していない様子も見られ、そうした指導者に対しての研修や学びの機会が無いためだと感じる。そのため、基礎的な部分でも学べるような場を設定していただきたい。各団体で全国規模の研修などがあるが、そういった研修の県レベルのものがあると参加しやすい。

（事務局）

ハラスメント防止の指導者研修は、スポーツ、文化芸術問わず共通して必要な研修となるので、市または広域の研修会の開催を検討していきたい。

（委員）

認定地域クラブについて市外からの参加も可能とあるが、市内の参加者がおらず、極端な例を言えば市外のみで構成された団体も認定候補になるのか。子ども達にとっては、市域は、あまり関係なく、やりたい活動がどこにあるかが重要。長浜に団体はあるものの、子どもは市外からくると逆の例も十分考えられる。認定については認定委員により監査・協議するのか。

（事務局）

実際、市内の地域クラブでも近隣の米原や彦根から参加している例もあり、部活動と同じ様に、参加できる範囲を狭めてしまうと、地域クラブとして活動が成り立たなくなることも想定される。市外から来る参加者は特に制限することは考えていない。市外のみ参加者という極端な例の場合、認定については

検討の余地があると思うが、認定については、基本は事務局による書類審査やヒアリング、現場確認を中心に考えているが、必要に応じて、専門的な立場から推進協議委員への協議も考えている。認定期間中でも、推進協議会委員の意見を伺う中で、認定要件を満たしていないと判断する場合、認定を取り消すこともある。

（委員）

地域クラブに関する、広報については動画資料もあるとわかりやすいと思う

（事務局）

広報の手法については、できるだけ市民の方に理解いただけるよう工夫していきたい。今後も委員の皆様から具体的に提案いただけるとありがたい。

○大項目Ⅳ「計画の推進について」

（事務局）

最後に大項目Ⅳについて説明します。ページは18ページとなります。

1は本計画の推進についてです。関係機関連携により計画を進めるという計画推進にあたる基本事項についてお示ししています。

2は推進体制についてです。

本日開催しております、本協議会を中心に、関係部局が連携して取り組み、中学生のよりよい活動環境の構築を進めます。また地域展開に向けた各団体との連絡調整については、現在室に配置している部活動改革推進員が中心にコーディネートをはかり、地域クラブの活動を支援します。

3は進行管理についてです。

先ほど説明しました各取組の進捗状況については本協議会を定期的に報告し適宜検証を行います。課題等がある場合、推進協議会からのご意見や提言を踏まえ、課題解決をはかり、実効性の高い進行管理に努めます。

最後に4は本計画の見直しについてです。

部活動の地域展開については、昨年末に国がガイドラインを示し、本年度から各自治体それぞれの自治体の状況に応じて本格的に取り組みを始めたところですが、現時点でも国のガイドラインの内容と現場の運用でずれを生じている部分があります。そのため、今後ガイドラインを含め国・県の方針も適宜見直しされることが想定されるため、市においても必要に応じて計画を適宜見直すこととします。

19ページ以降は計画策定のため実施した、アンケートや、本計画に関連する国や関連機関のHPのリンクを示しています。大項目Ⅳについての説明は以上となります。

【大項目Ⅳに関するご意見・質疑応答】

（委員）

定期的な協議会での検証について、確保しているクラブの数にこだわらず、子どものニーズ等を探るためにも、子どもたちが実際活動できている数もデータとして検証する必要がある。

（事務局）

部活動の地域展開が、子どもたちにとって実際どうなっているのか、数字だけではなく、現場の声を伺いながら、推進協議会で共有する中で検証していきたい。

（委員）

小6の中学校説明会までには、認定団体の数を示せるとよい。認定しても1年ごとに認定地域クラブの状況を把握し、認定要件について追って確認していくことが必要。

中川会長から、計画全体を通じた意見や質問について各委員に照会

【計画全体を通じた意見、質疑応答】

（委員）

経済的な面で子どもが被害を受けることがないように、支援を検討していく必要がある。

（委員）

部活動短縮について、中学生との懇談の場で、「16：30に部活動が終わった後、習い事までの時間が空いてしまった」という意見を聞いた。中には自主トレなどを行っている生徒もいるが、隙間時間ができてしまった生徒もいるように感じる。この時間を埋める措置を検討する必要がある。

（事務局）

種目や地域クラブの確保状況によって、活動できる状況に差があるため、そうした不満が生まれていると感じる。そのため、地域クラブの数を増やして、子ども達の活動の場を確保していくことが一つ解決の策と考えている。地域展開によって今まで部活動ではできなかった活動が、できるようになったという声や、高齢化するクラブに中学生が参加するようになったという声も聴いている。大会前については学校側にも活動時間を確保いただける工夫をいただいており、部活動の工夫を踏まえ、検討していきたい。

（委員）

国は、改革期間を令和13年度までに設定し、本市でも令和13年度を計画の終期としているが、地域展開は令和13年度に終わられる見込みか。

（事務局）

市内の中学校部活動をすべてやめ、地域クラブへ展開できるかと考えると、現状難しさを感じている。クラブはあるが指導者が高齢化している等、地域展開を進めていく中で出てくる課題も今後出てくると思われる。

（委員）

市内に総合型スポーツクラブが9クラブあるが、総合型スポーツクラブとして部活動後の時間に何かできないかと考えているため、今後、検討の中に含めてほしいと考える。

（事務局）

定例教育委員会の中でも、総合型地域クラブがまちセン等を利用して子ども達の活動の場を作れないかという提案があった。まちセンであれば移動に関する負担軽減も見込める。是非、総合型地域クラブとの取り組みも検討していきたい。

（委員）

部活動自体が、そもそも子どものニーズにかなっていない時代となっている。それは子どものアンケート結果からも分かる。部活動に参加していない2割の生徒が何をしているかは十分に把握しきれていないが、今後、子どもたちのニーズに応える「新たな地域クラブ」のために、どこが主体となって声掛けをしていくのか。そのために、他市町との広域連携を含めて進めてもらいたい。

（委員）

実際に子どもを地域クラブに送迎している立場から言えば、仕事が終わりと、帰宅して送迎に行くということは時間的に厳しく負担に感じる部分もある。教員の働き方改革に加え、保護者の働き方改革を進めば、送迎問題もクリアできるのではないかと感じる。この計画を進めることで、働き方改革をはじめとする、社会全体の変革につながればと思う。

（委員）

計画と協議を踏まえ、改めて多くの団体、関係者に中学生が支えられていることを実感した。今後、ご提案のあった総合型も含め子どもたちの活動の場が広がるように考えていきたい。

（委員）

部活動とはそもそも何かを考えただけで、その部活動を地域に展開するという視点が必要。日本部活動学会の先生の話では、部活動イコール教育福祉と位置付けていた。

教育福祉は経済困窮世帯等のサポートや課題に係るケース会議等の印象が強いが、部活動も教育福祉の部類であると言われていた。そうした観点で部活動を捉え、それを地域に展開することを考えなければならない。

要は、あくまで部活動を通して教育活動をしているということであり、学校のキャパシティを越えた活動は困難である。そのために地域にゆだね、地域で様々な体験ができる環境を整えていかなければならない。子どもたちの多様なニーズへ対応しなければならないが、市にはそれぞれスポーツ・文化芸術の推進計画があり、その中でも対応すべき。

また、多様なニーズへの対応については、地域展開していく中で、教育委員会から文化スポーツ課の所管になると考えている。そうしたことも見据えて今後考えていく必要がある。

議事に関するご意見、質疑応答については以上

進行 中川会長→事務局へ

4 開 会 （尾崎担当課長）

- ・ 円滑な議事進行と部活動の地域展開に向けて、ご意見・ご提案に関するお礼
- ・ 本日の協議結果を踏まえ、今後、定例教育委員会・市議会に素案を審議いただき、パブリックコメントを実施する予定。次回の推進協議会では、パブリックコメントを踏まえ、計画の最終案について審議いただく予定。次回会議については、年明けの1月を予定している。

以上